



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

欧州

2017年12月6日

英国のEU離脱交渉の障壁、国境問題とは

英国のEU離脱交渉で、まず離脱条件で合意することが目先の目的となっていますが国境問題がネックで4日の合意は見送られました。離脱条件の年内合意が求められる中、ぎりぎりの交渉が続けられる展開が見込まれます。

英国EU離脱交渉：英とEU首脳、サミットまでの合意目指すも、国境問題が障壁

英国と欧州連合(EU)は2017年12月4日にブリュッセルで、離脱交渉を通商問題へと進めるため離脱条件を協議しました。英国メイ首相とユンケル欧州委員長は会談後の記者会見で、(恐らく)英国とアイルランドの国境問題が障壁となり、合意に至らなかったことを明らかにしました。一方、週内に再会談するなどして改めて合意を目指す考えも示しました。為替市場では協議の結果を受けポンド安となる局面もありましたが、離脱条件の年内合意に向け協議を続ける意向も示されたことから小幅な下落にとどまりました(図表1参照)。

どこに注目すべきか：

英国EU離脱、国境問題、DUP、再統一

英国のEU離脱の期限である2019年3月を前に、離脱後のEUとの通商問題を取り決めるにあたり、まず離脱条件で合意することが目先の目的となっています。期限までの残り時間を考えると、離脱条件の年内合意が求められ、ぎりぎりの交渉が続けられる展開が見込まれます。

今回は離脱条件のネックとなった国境問題を取り上げます。まず、英国のEU離脱交渉の大まかな流れを確認します。現在は離脱のための清算金や在英EU市民の取り扱い、北アイルランド国境など「離脱の条件」を協議する第1段階です(図表2参照)。第2段階では離脱後のEUとの通商問題などを協議、2019年3月に離脱、その後2年間の移行期間に移る、というイメージです。もっとも、通商問題や契約関係など合意が必要な問題は多岐にわたり、19年3月の離脱後、また恐らく移行期間後も交渉が続けられるものと思われます。

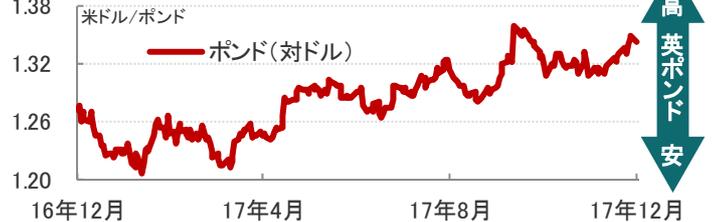
次に、第2段階へ進む上で障壁となった国境問題を整理します。英国の一部である北アイルランドと、アイルランドは現在は共にEUであるため、国境は緩やかな管理となっています。さて、両者には北アイルランドとアイルランドの再統一を求める意見と、北アイルランドの英国への残留を支持する意見の対立があります。北アイルランドの地域政党である民主統一

党(DUP)はアイルランド再統一に反対する代表的な政党です。問題なのは、英国とEUの離脱交渉で、北アイルランドとアイルランド間の自由往来の維持が目指されたことです。EUに残るアイルランドとしては、北アイルランドとの往来も多く、厳格な国境の設置に難色を示しています。一方、あいまいな国境管理は北アイルランドのアイルランド接近につながるとして、DUPは猛反対しています。メイ政権がかるうじて過半数を維持しているのはDUPの閣外協力があるからであり、メイ首相もDUPの意向を尊重したため、4日の協議は合意に至らなかったと報道されています。

英国とEUは12月14～15日開催のEU首脳会議を最終期限として国境問題がネックとなっている離脱条件の合意を目指しています。政治的な交渉の先行きを占うのは困難ですが、与党保守党は閣外協力の見返りとして、北アイルランドへ追加の財政支出を認めており、DUPの反対姿勢が弱まる可能性もあります。また、国境問題は先送りし、英国とEUの間で交渉は「十分進展した」と妥協(合意)、次の段階へ進む可能性もあります。最後まで、交渉の動きに注意が必要です。

図表1：英ポンド(対ドル)レートの推移

(日次、期間：2016年12月5日～2017年12月5日)



出所：ブルームバーグのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

図表2：英国EU離脱交渉の進展イメージ



出所：各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。